

保険証の返却をお願いします!

退職される方
(被保険者)

保険証が使えるのは
「退職日まで」です

(例) 3/20 に退職した場合
3/21 以降保険証は使えません

被扶養者で
なくなる方

保険証が使えるのは
「被扶養者でなくなった日の前日まで」です

(例) 4/1 で就職し、新しい健康
保険に加入した場合
4/1 以降保険証は使えません

⚠ 無効の保険証を使うと…

無効の保険証で受診した場合は、協会けんぽが負担している7割(または8割)分の医療費を返していただくこととなります。

保険証は、退職後もしくは被扶養者でなくなった後5日以内に必ず被保険者のお勤め先にお返してください!



全国健康保険協会 京都支部

協会けんぽ

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/>